

文教福祉常任委員会 会議録

令和2年12月15日（火）午前10時～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和2年12月15日（火）午前10時～

議会委員会室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 執行部あいさつ
5. 議事
 - ① 議案第 87 号 小美玉市国民健康保険直営診療施設の設置等に関する条例を廃止する条例について
 - ② 議案第 88 号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
 - ③ 議案第 89 号 小美玉市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
 - ④ 議案第 90 号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）
 - ⑤ 議案第 91 号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - ⑥ 議案第 92 号 令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
 - ⑦ 議案第 93 号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - ⑧ 議案第 96 号 動産の買入れ契約の締結について
 - ⑨ 議案第 97 号 指定管理者の指定について
 - ⑩ 議案第 98 号 解約金の額の決定について
 - ⑪ 議案第 100 号 動産の買入れ契約の締結について
 - ⑫ 議案第 101 号 動産の買入れ契約の締結について
 - ⑬ 議案第 102 号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
 - ⑭ その他
5. 閉会

出席委員（8名）

2番	香取憲一君	3番	長津智之君（副委員長）
6番	木村喜一君（委員長）	7番	植木弘子君
9番	幡谷好文君	11番	長島幸男君
14番	小川賢治君	17番	笹目雄一君（議長）

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	教育長	加瀬博正君
保健衛生部長	倉田増夫君	医療保険課長	島田視一君
健康増進課長	小貫智子君	医療保険課 参事	重藤辰雄君
健康増進課 参事	関口茂君	福祉部長	藤田誠一君
介護福祉課長	太田由美江君	文化スポーツ 振興部長	滑川和明君
生涯学習課長	坂本剛君	スポーツ推進 課長	佐川光君
生活文化課長	林美佐君	教育部長	中村均君
指導室長	八木健君	学校教育課長	片岡理一君
施設整備課長	長島正昭君	子ども課長	笹目浩之君
学校給食課長	藤田信一君		

議会事務局職員出席者

書記 深作治

午前 9時55分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（長津智之君） 皆様、おはようございます。

定刻より若干早いですが、全員おそろいですので、ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

初めに、委員長挨拶、木村委員長お願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は、当委員会開催に当たり、島田市長初め、教育長、そして、関係部課長の皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。

今回の委員会も、収まる気配が一向にないコロナ禍の中での開催となりましたが、感染症拡大を何としても食い止めるために、最前線に立って指揮を取っている部署を初め、3密を避けることが難しい中で、子供たちの健康を守るため、様々な対策を講じていただいている部署、または厳しい環境の中で、文化スポーツの振興のために創意工夫され、活動されている部署、さらには、感染した場合に重篤化のリスクが高い高齢者に対しても、様々な施策を行っている部署など、ほかにも当委員会の執行部の皆さんには、常日頃より目いっぱいの業務に加えて、未知との遭遇とでもいべきコロナ対策などの業務を遂行していただき、誠にありがとうございます。

本日の議事につきましては、議案13件、その他ということで、長時間にわたることが想定されますが、適正かつ厳格な委員会運営が執り行われますよう努めてまいりますので、各位ご協力のほど、どうぞよろしく願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶ということで、笹目議長よろしく申し上げます。

○議長（笹目雄一君） 改めまして、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会開催、本当にご苦勞様でございます。

今、委員長よりありましたように、本日は13件ほどの議案がございまして、3常任委員会の中では一番多い委員会かなと思っております。執行部の皆様方には、丁寧なご説明をいただきながら、また、委員の皆様方には、慎重なご審議をお願い申し上げまして、挨拶に代えます。よろしく願いいたします。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして、執行部を代表いたしまして、島田市長よりご挨拶をお願いします。

○市長（島田穰一君） 改めて、おはようございます。

今日はこの冬一番の寒さということで、朝冷えておりました。そういう中で、文教福祉常任委員会の付託審議ということで、時間前にご参集いただきまして、開会いたしました。誠に苦勞さま、ありがとうございます。

また今議会、本会議が始まって18日が最終日でございますが、それぞれ委員会でもご審査をいただくということで、昨日は総務常任委員会、そして今日は文教福祉委員会、そして、明日は産業建設ということになるわけでございますので、慎重なる審査をいただいてということで、先ほど話ありましたように、13議案、多いなという話がございますが、誰が出したのかという話もございますので、私のほうで、この13議案用意いたしましたので、きちんと説明をしながら、ご理解をいただいて、全件可決をいただければ、こんなうれしいことはないわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、コロナ禍の中での審査ということで、大変皆さんそれぞれ気遣いをしながら審査進めていただくわけでありまして。今日は特に寒いですから、朝まだドアを開けていない状況でございますが、ちょいちょい開けて換気をしながら進めようということでございますので、若干寒い時間があるかと思ひます。ご了承の上、ご審査をいただければ、ご理解をいただければ大変ありがたいとお願ひを申し上げ、挨拶といたします。ご苦勞さまです。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行のほうは、木村委員長のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（木村喜一君） それでは、議事に入る前に、本日、福島議員が傍聴いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議題は、12月11日に付託された議案審査付託表のとおりであります。

なお、会議録作成の都合上、発言の際には、挙手の上、必ずマイクをお使いいただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第87号 小美玉市国民健康保険直営診療施設の設置等に関する条例を廃止する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課参事。

○医療保険課参事（重藤辰雄君） それでは、ただいまより、議案第87号 小美玉市国民健康保険直営診療施設の設置等に関する条例を廃止する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明につきましては、着座にて説明をさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の議案第87号の議案書の表紙をご覧ください。

小美玉市国民健康保険白河診療所を令和3年3月31日付で閉所することに伴いまして、小美玉市国民健康保険直営診療施設の設置等に関する条例を廃止する必要があるため、この条例を提案させていただくものでございます。

続きまして、次の1ページをご覧ください。

附則について説明させていただきます。

附則第1項は施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。附則第2項は、本条例の廃止に伴いまして、往診時等の公用車の使用料に関する条例も併せて廃止させていただくものでございます。附則第3項は、条例廃止後の5月31日まで、従前の国民健康保険特別会計にて、歳入、歳出及び決算を行うために経過措置を設けるものでございます。附則第4項から第8項までは、本条例の廃止に伴いまして、一部改正が必要な条例の改正をさせていただくものでございます。3ページから先の新旧対照表をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

附則第4項は、小美玉市職員の定年に関する条例の一部改正で、第3条のただし書の医師の定年に関する部分を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。

附則第5項は、小美玉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、別表の白河診療所嘱託医師の部分を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページから16ページをご覧ください。

附則第6項は、小美玉市職員の給与に関する条例の一部改正で、医師職及び医療職の等級別基準職務表及び給料表を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の17ページから19ページをご覧ください。

附則第7項は、小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、医師の特殊勤務

手当等に関する部分を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の20ページから21ページをご覧願います。

附則第8項は、小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の医療職に関する部分を削除するものでございます。

以上で、議案第87号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第87号 小美玉市国民健康保険直営診療施設の設置等に関する条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

執行部より説明を求めます。

片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 議案第88号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定につきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、説明は着座にて失礼をさせていただきます。

さらに、今後執行部の発言につきましては、着座にて失礼をさせていただきますことをご了承お願いいたします。

本議案につきましては、提案理由のとおり、現行小学校の授業少人数化を目的としている内容を今回中学校まで拡大するための一部改正となっております。

ページを1枚めくっていただきまして、一部改正の規定となっております。この一部改正は、附則のとおり来年4月1日から試行することとしております。

ページをさらにめくっていただきまして、新旧対照表にて、改正の内容をご確認いただきたくお願いいたします。

現行では、右側「小学校において」としている部分を、改正案、左側のとおり「中学校及び義務教育学校」を加え、さらに現行「児童」の次に、改正案のとおり「及び生徒」を加えることで、中学校における市費負担教職員の配置が可能となり、さらに現行「学級編成」の「成」の漢字ですけれども、こちら「制」に改めることとしておりますが、この部分は、文部科学省の文献等を確認すると、学級編制はこの「制」を使用していることを確認しており、また、「成」のときの編成の意味は集めること、そして「制」のときの編制は組織することといった意味であることを確認したことによるものとなっております。

さらに、改正案のとおり「または授業の少人数化」を加えることで、本条例の目的を分かりやすくするとともに、社会情勢の変化等への柔軟な対応、さらには本市の特色ある教育といった取組を目指した本条例の改正となっております。

説明は以上となります。ご審議についてよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） よろしく申し上げます。

この少人数化、私もとても期待するところではあるんですけども、市としまして、この少人数の学級の人数、これは最終的にどのくらいを目標値としているのか、ちょっと確認のためお聞かせください。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 本条例、定数は10人以下となっております。ということで、最大10クラスが可能となっております。なお、来年度見込んでいるのが、中学校を含めまして、現時点では8クラス相当が少人数化の対象となると見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第88号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 小美玉市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） それでは、議案第89号についてご説明をいたします。

小美玉市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、令和3年4月1日に、小美玉市立玉里学校給食センターを廃止し、小美玉市立小美玉学校給食センターに統合するため、所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。

改正内容につきましては、この条例の第2条の表の学校給食センターの名称及び位置につきまして、小美玉市立玉里学校給食センターの項を削るものでございます。

続きまして、附則になりますが、施行日につきましては、統合する令和3年4月1日としております。

さらに、次のページをお開き願います。

小美玉市学校給食センター条例第2条の学校給食センターの名称及び位置の新旧対照表でございます。

現行では、右の表の上段の小美玉市立玉里学校給食センターと、下段の小美玉市立小美玉学校給食センターの2か所を表記しております。こちらを改正案では左の表のように小美玉市立玉里給食センターを削除して、小美玉市立小美玉学校給食センター1か所の表記に改正してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

小川委員。

○14番（小川賢治君） 小川です。

現在の小美玉市学校給食センターの建物の規模の中で玉里部分も経営をするということなんでしょうか。そこら辺の構造を説明をお願いします。

○委員長（木村喜一君） 藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） 小川委員のご質問にお答えいたします。

小美玉学校給食センターの調理能力規模は1日5,200食となっております。現在、小美玉給食センターで4,000食、玉里給食センターで800食、合わせて4,800食でございますので、5,200食の調理能力規模の限度内ということでございますので、玉里分を合わせて、小美玉学校給食センターで調理するような形になります。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） 分かりました。

5,200食まではできるということですね。了解しました。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。

長島委員。

○11番（長島幸男君） 玉里給食センターを廃止ということで、現在、玉里給食センターのほうの職員、何名でやっているのか。それと、小美玉給食センターのほうに統合すると、その職員の方々、どういう、全部が採用というか、いけるのか。それとも、統合してあれですから、人数的にはそういらないというふうなことになるのか、この辺お聞かせ願いたい

と思います。

○委員長（木村喜一君） 藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、玉里学校給食センターでは、事務の職員が1名、正規の調理員が2名、任用職員の調理員が7名、配膳員が4名おります。統合してからは、正規の調理員につきましては、小美玉学校給食センターのほうに来て、調理のほうをすることとなっております。また、任用職員のそれぞれの調理員及び配膳員につきましても、このたび、来年の任用職員の要望では、同人数を要望しておりますので、本人が希望すれば、こちらで一緒に仕事のほうをするような形の対応をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 分かりました。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第89号 小美玉市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第90号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）文教福祉常任委員会所管事項について議題といたします。

執行部より順次説明を求めます。

笹目子ども課課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 子ども課笹目です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第90号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）文教福祉常任委員会所管についてでございます。

補正予算書の7ページをお開きいただければと思います。

では、歳入からの説明となり、子ども課所管からとなります。

以降、説明につきましては、各担当所管よりの説明となります。

中段の17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金につきまして、総額2億9,307万3,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、説明の欄、地域少子化対策重点推進交付金133万1,000円の補正減をお願いするものです。歳出の結婚推進事業費に充当しております、中学2年生を対象に実施しているライフデザインセミナーについて、コロナウイルス感染症対策の観点から、密を避けるために事業を中止にしたことによる国への補助金の返還となります。

同じく、子どものための教育・保育給付交付金2億9,425万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、歳出の保育委託事業及び施設型給付費に充当いたします国の補助金となります。

同じく、子育てのための施設等利用給付費交付金15万4,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、歳出の幼稚園費、未移行幼稚園利用者負担金に充当いたします国の補助金となります。補助率は対象事業費の2分の1が国負担となります。

同じく、7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金、説明の欄、子ども・子育て支援整備交付金4,442万5,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、歳出の放課後児童対策授業に充当いたします国の補助金となります。補助率は対象事業費の2分の1が国負担となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、同じく5節社会教育費補助金につきましては、説明欄、文化芸術振興費補助金として84万5,000円の補正減をお願いするものです。これは生活文化課で行っている学校芸術鑑賞事業及び学校アクティビティ事業に対します令和2年度文化芸術振興費補助金による助成金、劇場・音楽堂等機能強化推進事業普及啓発事業の交

付決定による減額でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きましては、同じ7ページです。

続きまして、18款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、4節児童福祉費負担金、説明の欄、子どものための教育・保育給付費負担金1億3,367万5,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、歳出の保育委託事業及び施設型給付費に充当いたします県の負担金となります。

同じく子育てのための施設等利用給付費負担金7万7,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、歳出の幼稚園費、未移行幼稚園利用者負担金に充当いたします県の負担金となります。補助率は対象事業費の4分の1が県負担となります。

同じく、2項県補助金、7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金、説明の欄、子ども・子育て支援整備交付金1,110万5,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、歳出の放課後児童対策事業に充当いたします県の補助金となります。補助率は対象事業費の8分の1が県負担となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 次のページ、8ページをお開き願います。

下の段になります。23款諸収入、5項雑入、5目雑入のうち、説明欄3行目、学校芸術鑑賞料で31万5,000円の補正減、また、次のコンサート入場料で469万円の補正減でございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症防止による小学校芸術鑑賞会の中止、また四季文化館みの〜れ及び小川文化センターアピオスのコンサートの中止等によるものです。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 同じく、5項5目雑入で3,419万7,000円の補正増のうち、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金3,809万2,000円の増額につきましては、令和元年度分の負担金の額の確定により増額するものでございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 同じく、6目過年度収入、1節過年度収入、説明の欄、児童手当国庫負担金9万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、令和元年度の実績による不足金の収入となります。

同じく、児童扶養手当国庫負担金36万5,000円の補正増をお願いするものです。内容とし

ましては、令和元年度の実績による不足分の収入となります。

同じく、児童福祉施設入所措置費国庫負担金9万4,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、令和元年度の実績による不足分の収入となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 同じく6目過年度収入81万5,000円の補正増のうち、医療福祉費等補助金26万6,000円の増額につきましては、令和元年度分の補助金の額の確定による追加交付分によるものでございます。

以上で、一般会計補正予算のうち、文教福祉常任委員会所管の歳入についての説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、文教福祉常任委員会所管の歳出についての説明となります。

12ページをお開きいただければと思います。

子ども課所管からの説明となります。

総務費となります。2款総務費、1項総務管理費、14目諸費につきまして、320万2,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、説明の欄3、事業、結婚推進事業の内、7節報償費、講師謝金として4万円の補正減、12節委託料、結婚子育て応援事業委託料として266万2,000円の補正減、18節負担金補助及び交付金、結婚推進事業補助金として50万円の補正減となります。いずれも、新型コロナウイルス感染症対策による3密を避けるため、中学生を対象に実施予定でしたライフデザインセミナーの中止、また、婚活イベントの中止による謝金や補助金の補正減となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、生活文化課所管の歳出についてご説明させていただきます。

13ページをお開き願います。

中段になります。18目市民文化交流費でございます。説明欄2の文化芸術振興事務費につきまして、592万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、7節報償費、参加賞として書き初め大会中止による参加賞及び入賞者記念品代6万5,000円の減額、

12節委託料、自主文化事業としまして、例年四季文化館みの〜れで実施している劇団四季公演の中止により360万4,000円の減額と、舞台機構音響照明技術委託料として、常勤分の実績見込により58万6,000円の減額、18節負担金補助及び交付金、企画実行委員会補助金として、イベント中止による四季文化館企画実行委員会及び小川文化センター活性化委員会の補助金、合わせて166万5,000円の減額でございます。

続きまして、説明欄3、小川文化センター維持管理費につきまして、35万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、11節役務費、通信運搬費として、文化ホール3館のイベント情報として配付しております、前期ラインナップ送付等イベントの中止による郵便料15万円の減額、12節委託料として合計53万5,000円の減額は、各委託料契約額の確定によるものでございます。

次のページに移りまして、17節備品購入費、施設用備品購入費として、小ホール、大ホールの客席からステージに上がる階段と、車椅子の方が大ホールの舞台上へ向かうための車椅子用可搬型スロープが主なものでございます。

説明欄4、四季文化館施設維持管理費につきまして、301万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、14節工事請負費、舞台機構設備修繕工事として、小ホール・風のホールの舞台昇降装置の故障による修繕工事でございます。

生活文化課所管につきましては、以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 続きまして、16ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄5の国民健康保険特別会計操出金302万8,000円の補正減につきましては、職員給与費の減額により、国民健康保険特別会計への操出金を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 17ページをご覧ください。

2目高齢者福祉費でございますが、総額で1,774万円の補正増をお願いするものでございます。説明欄2、老人福祉事務費によります、老人クラブ活動への補助金でございますが、年度当初に申請による概算払いを実施しております。実績に基づき19万8,000円を補正減するものでございます。

次の説明欄3、老人福祉施設入所措置事業でございますが、206万7,000円の補正増をお

願いするものです。こちらは、今年度に入りまして、入所者の方が2名増加いたしまして、これまでの入所者を含めました障害者加算分等の費用負担が増額したことによります補正増になります。

その下、説明欄4、敬老会事業につきましては、75万9,000円の補正減をお願いするものです。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、敬老会開催数と対象者数が減少いたしまして、敬老会記念品を個別に配付する形で実施された行政区も多かったことから、実績見込みに基づきまして残額を補正減するものです。

次の説明欄6、元気わくわく支援事業でございますが、171万円の補正減をお願いいたします。見守り支援といたしまして、乳製品を配付する愛の定期便事業ですが、今年度の利用実績見込みによりまして補正減するものでございます。

その下、説明欄8、生活支援事業でございますが、今年度の実績見込みから、軽度生活援助支援事業委託料は20万円補正減、外出支援サービス事業委託料は209万3,000円の補正増によりまして、総額189万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

次の説明欄12、介護保険特別会計操出金につきましては、1,644万7,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、介護保険特別会計の保険給付費増額によります市の法定割合分の増額でございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 続きまして、同じく17ページで、5目老人医療給付費、説明欄1の後期高齢者医療制度経費9万1,000円の補正増につきましては、職員給与費の増額により、後期高齢者医療保険特別会計への操出金を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、18ページをお開きいただければと思います。

続きまして、同じく2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明の欄2、事業、児童福祉事務費、22節償還金利子及び割引料、国・県補助等返納金としまして4,765万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、令和元年度実績額確定による児童手当負担金等の返還金の補正増となります。

続きまして、同じく3目児童福祉施設費、説明の欄1、事業、保育委託事業、12節委託料、民間保育所入所児童委託料2億8,236万3,000円の補正増をお願いするものです。内容とし

ましては、保育委託に関する公定価格の単価改定及び保育事業の加算額増加による補正増となります。

同じく、3、事業、施設型給付費につきましては、去年10月からスタートしました幼児教育・保育の無償化による制度が、当初予算要求時には定まっていなかったため、国・県からの歳入金額が不明確でありましたが、制度改正が整い、国・県補助金が確定しましたので、当初一般財源で予算措置しておりました7,284万6,000円が特定財源に移行したことによる財源内訳補正となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 続きまして、19ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄4の小美玉市医療センター経営改革事業2億6,546万4,000円の補正増につきましては、旧医療センターの解体等にかかった費用に対して支払う小美玉市医療センター病院建物解体費等交付金として2億6,338万9,000円の増額でございます。

同じく、解約金の207万5,000円につきましては、新病院の開院に伴い、旧医療センターで使用しておりました電話交換機等のリース契約解除に伴う解約金としまして207万5,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 同じページの19ページ下段でございます。

4目健康増進施設管理運営費、1、健康増進施設管理運営費572万6,000円の補正増をお願いしております。10節需用費中の修繕料でございますが、四季健康館健康風呂等の修繕で99万円の補正増をお願いしております。

続きまして、12節委託料でございますが、193万6,000円の補正増をお願いしまして、こちらにつきましては、ことぶき駐車場整備に伴います補正増でございます。内訳といたしまして、測量等委託料144万1,000円の補正増、実施設計等業務委託料49万5,000円の補正増でございます。

次のページをお開きください。20ページでございます。

21節補填、補償及び賠償金280万円の補正増でございます。内訳といたしましては、ことぶき駐車場整備等に伴う物件移転等の補正増でございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、24ページをお開きいただければと思います。

下段になります。

10款教育費、1項教育総務費、次のページをお開きください、4目放課後子どもプラン推進費につきまして、4,646万4,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、説明の欄1、事業、放課後児童対策事業、18節負担金補助及び交付金、民間放課後児童クラブ施設整備事業補助金、現在建築中であります玉里地区の放課後児童クラブるんるんの建築費補助の市負担分を予算措置しております。補助率は対象事業費の国負担が2分の1、県負担が8分の1、市負担が8分の1、設置者負担が4分の1となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） その下、同じく教育費、2項小学校費、2目教育振興費は、学校教育課所管となりまして、54万円の増額をお願いするものとなります。この増額につきましては、説明の欄2、就学援助費の10、要保護児童生徒就学援助費として、援助を必要とする児童の保護者に対し、教材等学用品費や校外活動費、給食費等の支援を行うためのもので、当初予算での援助対象児童見込人数66人に対し、25人の増加を見込んだ上での計上となっております。

また、その下、3項中学校費におきましても、同様に準要保護児童生徒就学援助費19万7,000円の増額としまして、ページが26ページに続いておりますが、この就学援助費は、ただいまご説明をしました小学校費と同じような内容となり、当初予算での援助対象生徒見込人数40人に対し、21人の増加を見込んだ上での計上となっております。

学校教育課所管は以上となります。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきまして、182万8,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、説明の欄2、事業、幼稚園運営経費でございますが、こちらは来年4月より開園します、よつば幼稚園の開園に向け、10節需用費、細節消耗品費16万円、印刷製本費9万1,000円の補正増、11節役員費としまして、美野里地区の各幼稚園からのピアノの移動費としまして、細節手数料10万6,000円の補正増、17節備品購入費としまして、園室に配置するラックやホワイトボードの

事務用備品購入費147万1,000円の補正増となります。

同じく2目教育振興費、説明の欄2、事業、施設等利用費、18節負担金補助及び交付金、未移行幼稚園利用者負担金30万9,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、本来幼児教育・保育の無償化の対象となる幼稚園の保育料ですが、無償化の新制度に移行していない未移行幼稚園においては、国の制度にのっとり、通園する園児の保護者が一度支払い、施設等利用費として償還払いをすることで、経済的負担の軽減を図り、実質的な無償化としております。この市外の未移行幼稚園を利用する対象園児が1名増えたため、補正増をお願いするものです。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） 続きまして、生涯学習課所管の歳出につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、27ページをご覧ください。

説明欄からの上になります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄2、事業、社会教育総務事務費、1節報酬、社会教育委員報酬について、3万円の増額をお願いするものです。内容としましては、会議の開催を年4回にすることから、増額をお願いするものでございます。

18節負担金補助金及び交付金、各地区公民館整備費補助金について、12万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、脇山区の公民館改修申請に伴い、補助金を計上するものでございます。

同じく、説明欄3、事業、社会教育活動総合事業、1節報酬、コスモスプロジェクト委員報酬について、6万円の増額をお願いするものです。内容といたしましては、3名欠員していた委員を補充選任したことにより増額をお願いするものでございます。

12節委託料、七つの祝い記念イベント委託料について、41万8,000円の減額とするものでございます。内容といたしましては、感染症拡大防止に伴い、を簡素化したため、記念イベントを行わなかったことにより、減額するものでございます。

同じく説明欄4、事業、青少年対策経費、8節旅費、普通旅費について、3万3,000円の減額とするものでございます。内容といたしましては、青少年相談員等の研修視察を中止したことにより減額をするものでございます。

18節負担金補助及び交付金、子ども会育成団体補助金について、10万円の減額とするも

のでございます。内容といたしましては、玉里北学区子ども会育成連合会事業休止により、減額をするものでございます。

同じく説明欄5、事業、成人式典事業費、12節委託料、警備委託料に1万7,000円の増額、動画撮影編集委託料について、34万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、警備委託料につきましては、本年度2部制で実施することにより、警備時間の延長に伴う増額をするものでございます。また、動画撮影編集委託料につきましては、感染防止対策に伴い、式典動画を配信することによるものでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金、成人式実行委員会補助金につきましては、4万7,000円の増額をするものでございます。内容といたしましては、実行委員会で作成するアトラクションのスライドショーが、2部制に伴って増額するものでございます。

次に、2目公民館費、説明欄2、事業、小川公民館事業費、7節報償費、各種講座講師謝金について、44万円の減額をするものでございます。内容といたしましては、上半期定期市民講座中止に伴い減額するものでございます。

続きまして、10節需用費、燃料費について、5万1,000円の減額をするものでございます。内容といたしましては、移動教室等の中止に伴う公用バスの燃料代を減額するものでございます。

同じく説明欄4、事業、美野里公民館事業費、7節報償費、各種講座講師謝金について、78万円の減額をするものでございます。内容といたしましては、上半期定期市民講座中止に伴い減額するものでございます。

同じく説明欄5、事業、美野里公民館施設維持管理費、こちらは次の28ページに続きますので、続きましてご覧をいただきたいと思えます。

こちらにつきましては、10節需用費、修繕料について、89万2,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、2階男子トイレ洋式化改修52万4,000円、浄化槽放流ポンプ修繕23万9,800円に伴い、増額をお願いするものでございます。

同じく、説明欄10、事業、玉里公民館事業費、7節報償費、各種講座講師謝金について、78万2,000円の減額をするものでございます。内容といたしましては、上半期定期市民講座中止に伴い減額するものでございます。

同じく説明欄11、事業、玉川地区学習等供用施設維持管理費、10節需用費、修繕料について25万7,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、和室東側空調機改修1台のため、増額をお願いするものでございます。

次に、3目図書館資料館費、説明欄6、事業、文化財調査管理経費、12節委託料、市指定文化財保護委託料について、86万9,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、指定文化財鹿島神社ケヤキ保全に伴うための増額をお願いするものでございます。

次に、4目やすらぎの里運営費、説明欄2、事業、やすらぎの里運営費、1節報酬について、5万円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、会議の開催を年3回にすることから、増額をお願いするものでございます。

7節報償費について、6万円の減額、各種講座講師謝金を3万円の減額するものでございます。内容といたしましては、上半期各種講座事業中止に伴い減額するものでございます。

続いて、10節需用費、印刷製本費について、4万2,000円の減額にするものでございます。内容といたしましては、事業中止等に伴い、減額するものでございます。

続いて、11節役務費、手数料について、3万円の減額にするものでございます。内容といたしましては、同じく事業中止に伴い、細菌検査及び申請等手数料を減額するものでございます。

同じく説明欄、事業、やすらぎの里施設維持管理費ですが、また続きまして、次の29ページ説明欄の上からご覧いただきたいと思っております。

こちら、すみません、10節需用費、修繕料に58万9,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、事務棟電気給湯器修繕及びロビー照明修繕に伴うものでございます。

次に、5目生涯学習センター費、説明欄2、事業、生涯学習センター維持管理費、12節委託料、舞台機構、音響照明技術委託料について、40万円の減額。施設周辺樹木保全整備委託料については124万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、舞台機構、音響照明技術委託料は、上半期イベント中止に伴う減額、施設周辺樹木保全整備委託料は、センター周辺樹木を剪定し、良好な環境整備に伴うものでございます。

同じく、14節工事請負費、生涯学習センタートイレ改修工事につきましては、361万3,000円の増額をお願いするものでございます。こちら内容といたしましては、コミュニティ棟2階トイレ改修、洋式化に伴うものでございます。

生涯学習課所管につきましては以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 続きまして、スポーツ推進課所管の歳出についてご説明

させていただきます。

29ページの下段をお願いいたします。

同じく6項保健体育費、2目体育施設費に45万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄1、小川運動公園施設維持管理費で87万9,000円の補正増、14節工事請負費、小川運動公園事務所入り口改修工事87万9,000円の増額でございます。小川運動公園事務所入り口ドアの交換を行うものでございます。

次に説明欄2、希望ヶ丘公園施設維持管理費で42万6,000円の補正減。12節委託料、芝グラウンド樹木管理委託料で、42万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定しておりました行事の中止に伴い、関連する経費を減額するものでございます。

スポーツ所管の歳出につきましては以上でございます。

また、以上で、文教福祉常任委員会所管の補正予算（第8号）についての説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

ここで11時5分までの10分間、暫時休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（木村喜一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

植木委員。

○7番（植木弘子君） 何点か質問、確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ページ順によって確認させていただきます。

まず、17ページ、高齢者福祉費の中の、説明欄の4で、敬老会事業ということで、この対象者数が減という説明でしたが、もう少し詳しくご説明のほうお願いしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 植木委員のご質問にお答えいたします。

説明欄4のほうでございますが、敬老会事業につきましては、120行政区がございますけ

れども、そちらのほうですけれども、実績のほうで、当初予算では110区、5,454人を計上してございました。実績見込みでは、100行政区、5,111人を対象に、実績の見込みでございまして、そちらで75万9,000円の補正減をお願いしているところでございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） すみません、今の説明では、ちょっといまいち理解できていないんですけども、120ある行政区が110区で、最終的にすべての行政区が敬老会事業のほうに参加していない行政区もあるという理解でよろしいのでしょうか、今のご説明では。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 植木委員のおっしゃるとおりでございまして、120行政区でございますが、実際のところ、敬老事業を実施されない行政区もございまして、計画では110、実績といたしまして100の行政区のほうで、敬老会といいますか、今回は記念品配付という形でのご協力ではございましたが、そういった形でご協力いただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

私の認識では、全ての行政区がこの敬老事業のほうに参加していると思っていましたので、これだけの数の行政区がちょっと参加できていないという理由とかというのを、担当課のほうでは把握できているのか。それに対して、やっぱり市民皆様に同じような形でこの敬老事業というのは、皆様に届けていただければと思いますので、その辺について、今後どのように考えているのか、その辺お聞かせください。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 植木委員のおっしゃるとおり、全部の行政区のご協力を賜りたいところではございますが、年度当初、今年度はちょっと新型コロナウイルスの関連もございまして、ご説明はできませんでしたが、当初に、区長会等でご協力をいただきますとともに、全区の行政区の区長様宛に、こういったご案内を差し上げているところでございます。ですが、その行政区のそれぞれのご事情によりまして、開催困難といったところもございますので、お願いはしているところですし、ぜひお進めいただきたいというところではございますが、今後もそういったところで、区長さんの方にはお願いをしたりということで、進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

今回は、本当にコロナ禍の影響もかなり大きいというのは理解できましたが、とにかく、先ほども申し上げましたように、全ての人に平らに行き届くような形で進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

続きまして、同じページのわくわく支援事業のほうで、利用実績見込数の減という、予算減という形でしたけれども、これは、自然とした人口減によるものなのか、何か理由があるのか、その辺についてご説明をお願いします。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 植木委員のご質問でございますが、元気わくわく支援事業でございますけれども、愛の定期便と申しまして、見守りが必要な独居の高齢者の方に、ヤクルトというか乳製品をお届けする事業でございます。こちらのほうは、昨年度から見直しを一部かけておりまして、一度申請したらずっとご利用いただいていた経緯もありまして、しっかりとした見直しのために、毎年申請制を取っております。またチェックリストをつくらせていただいて、本当に、もちろん見守りということでございますので、コミュニケーションが取れない方、お家に引きこもりがちな方への見守りということではやっているんですが、働いている方がいらしたりとか、そういったこともありましたので、そういった精査をした結果、今年度もそういったところで申請をいただきまして、必要な方には、もちろん包括のほうでも個別に訪問しておりますから、申請をいただいているところなんですけど、結果として当初予算の計上よりも、実績として減となったものですから、補正減をお願いしているところでございます。すみません、説明がちょっと不十分で、申し訳ありません。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

毎年申請制度にしたということで、精査した結果このような形で見込減になってきたということは理解できました。この事業も民間の力をお借りしてという形だと思います。大変重要な事業になると思いますので、引き続き継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、19ページ、健康増進施設管理運営費の中の説明欄のほうで、四季健康館のお風呂の修繕ということがありましたが、どういった修繕だったのか、もう少し詳しくご説明

のほうをお願いします。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

やはり、四季健康館のお風呂につきましては、平成8年にでき上がりました、老朽化がかなり進みまして、温度が上がらない、それから、塩素濃度のほうが抽出できないとか、いろいろと障害が実際ありまして、お客様には迷惑かからないようにはしているんですけども、今回については、やはり温度が上がらないということでの修繕等をお願いしたところであります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

確認ですけども、今のところ、この四季健康館のお風呂のほう、コロナ禍の感染とかというのは出ていないですけども、それに対する対策についてお伺いいたします。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） まず、コロナ対策に関しましては、入り口でまずマスク等の着用、それから、体温計での測定、熱がある方に関しましては、そこで帰っていただくようなシステムを取りまして、中の脱衣所までマスク着用でございます。一応、お風呂につきましては、湿度等の関係がありますので、感染のリスクはかなり低いというような話をいただいていますから、脱衣場、それから、中の廊下、それから、ロビーと入り口のところに關しての予防を徹底しているところでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

地域の皆さんや地域外の皆さんで、大変利用されている施設でありますので、クラスター発生しないように引き続き注意していただきたいと思います。

ちょっと前に戻りますが、保健衛生総務費の中で、医療センターの経営改革事業ということで、今回解体費等の交付金ということで交付金が出されましたが、ちょっとこの解体費用、まだ工事進んでいる段階だと思いますので、これ以上増える可能性というのはどうなのかだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） ただいまのご質問についてご説明いたします。

まず、新病院の開院に伴う、旧病院の解体工事と医療機器等の処分につきましては、古宿会が業者と請負契約を締結して行いますが、その費用につきましては、本市が古宿会に対して小美玉市医療センター病院建物解体費等交付金として支払うことになっております。

古宿会のほうで3社から見積りを取り、その結果田村工務店という会社に決まりまして、費用の内訳としましては、建物解体工事費等が1億9,316万円、外壁に含まれるアスベストの除去が5,016万円、医療機器及び産業廃棄物処分等費用が2,006万8,950円でございます。合計としまして2億6,338万8,950円ということで、今回2億6,338万9,000円の補正増をお願いするものでございます。なお、古宿会には再三確認をしております、これ以上の金額は発生しないということで確認は取れております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

これ以上発生しないということを知って、取りあえず安堵しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、25ページ、これは一応評価という形で、就学援助費ということで、これ以前お願ひしていたことなんですけれども、今まで年度明けてからの支給という形だったんですけれども、結局4月入学過ぎてから、入学準備終わってからの支給だったんですけれども、前年度からこういった形で、年度前に準備に十分間に合うときに支給されるということで、これを評価させていただきますので、この形を変えないで引き続きお願ひしていただきたいと思います。

続きまして、26ページの教育費の幼稚園管理費ということで、先ほど、美野里地区の幼稚園のピアノの移動費ということで計上されておりましたけれども、これは、全ての幼稚園のピアノは、よつば幼稚園のほうに移動されて活用されるのか。その辺についてご説明いただきたいと思ひます。

○委員長（木村喜一君） 笹目こども課課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 植木委員のご質問にお答えいたします。

よつば幼稚園開園に伴うピアノの移動ということで、美野里地区の幼稚園から竹原小学校に3台移動するというので、1台約3万5,000円の3台分ということで、10万6,600円を計上しております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

じゃ、不要になるようなピアノは発生しないということの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 笹目こども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 不要になるピアノでございますが、今のところ、幼稚園、小学校分もいろいろ統合してございまして、何台か不要なピアノがございます。今のところ、業者にちょっと見積りを出させて、買取価格等を今、決めているところですがけれども、まだその費用が出ておりません。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

必要な分だけ移動という形で理解しました。ありがとうございます。

じゃ、最後になりますが、29ページ、生涯学習センター費ということで、今回、コミュニティ棟2階のトイレ改修工事が入るということで、前回の生涯学習センターコスモスの1階のほうのトイレの改修が進められたことと思いますが、コスモス、結構近隣の幼稚園の方の利用とか、あとは結構映画とかドラマとかの撮影とかで、いろんな方が使われています。また、当然障害のある方とかも使われていますので、今回の改修工事で、コスモス等の施設に関するトイレ改修工事というのは終わりということによろしいのでしょうか。その確認になります。

○委員長（木村喜一君） 坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 剛君） 植木委員のご質問についてお答えいたします。

今回行うものは、コミュニティ棟2階のトイレで、洋式化ということで、5か所ほど行う予定になっております。また、文化ホール等につきましても、男子トイレがまだ洋式化しておりませんので、今後順次改修のほうに向けて行っていくというような形で、計画をしております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

じゃ、あと文化ホールの男子トイレがまた残ってしまったんですね。ちょっと予算が、水

回り等なのでかかることですが、順次改修を進めていただきたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

小川委員。

○14番（小川賢治君） 小美玉医療センターの、先ほどの病院解体費ということで、内容は
理解できたんですが、旧建物何棟かありますが、これは全て解体ということなんですか。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） おっしゃるとおりでして、古い建物につきましては、全て解
体するというごさいます。

○14番（小川賢治君） 分かりました。

全て、すると、古い建物は解体するということですね。ありがとうございました。

それから、もう一点、25ページの民間放課後児童クラブ施設整備事業補助4,646万4,000
円ということなんですが、玉里地区、もう一回詳細に説明いただけますか。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） では、小川委員のご質問にお答えいたします。

民間放課後児童クラブ施設整備事業補助金ということで、玉里地区照桑福祉会様に、民間
委託をお願いしている放課後児童クラブるんるんの入札が11月にありまして、今現在、工事
に入っているところでございます。

工事のスケジュールとしましては、3月上旬ぐらいには完了予定といたしまして、その後
4月からオープン予定でございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） この建物なんですが、これはどこに建築ですか。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 場所ですが、玉里支所の駐車場があると思うんですけども、
駐車場から照桑福祉会様の保育園、道路挟んで反対側に保育園があると思います。その道路
を、駐車場の坂があると思うんですけども、そこを左に曲がってもらいまして、すぐ左側
の土地になります。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） 土地は今のルンビニーさんの辺りなんですか。ちょっとご確認できなくて申し訳ありません。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 現在空き地になっているところでして、消防機庫の建物があると思うんですけれども、あの裏と考えるとすれば。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） 分かりました。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑ございませんか。

長島委員。

○11番（長島幸男君） 医療センターの件で、私のほうもちょっとお聞きしたいんですが、先週から、実質的に解体工事が始まっています、向かって右側のほうが大分取り壊しが進んでいるというような状況なんです、これについて、今回の補助金交付金の金額ということで出ていますが、私もちょっと勘違いしています、この医療センターはもう既に古宿会のほうにもう譲渡してあるというような考えでよろしいわけですね。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 所有者は既に古宿会のほうとなっております。よろしくお願ひします。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） それで、古宿会のほうで、解体業者とか、あとは産廃、そういうものは古宿会のほうで選定して、その金額を市のほうで補助金交付金という形でお願いしたいというようなことなんです。じゃ、分かりました。

それと、前回、ほぼ医療センターのほうで建物が終わったということで、この委員会で視察に行ったんですが、そのときに、ちょっと部長のほうから聞いたんですが、駐車場が整地してきれいになるわけなんです、駐車場の一部、ちょっと民有地があつて、今、交渉しているんだよというようなお話を聞いたんですが、その後、その件についてはどういう状況になっているのか。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） ただいまのご質問でございますが、古宿会のほうで、内密的に進めてはいるんですけれども、詳しい状況につきましては、これから確認するようにいた

します。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 古宿会のほうが進めているわけか。

○医療保険課長（島田視一君） 進めているのが古宿会でございます。

○11番（長島幸男君） でも、駐車場の用地は、ほぼ今、市の所有地だよ。ですから、実質的な……、じゃ、回答をお願いします。

○委員長（木村喜一君） 倉田保健衛生部長。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 所有者の方が、実はアメリカ在住の方で、年に2度ほど帰って来る方です。そういったこともあって、古宿会さんのほうで、よく確認していただいて、実際の交渉ごとは、古宿会さんに入っていると思います。ただ、実際に購入するといったときの、例えば市の名義にするのか、古宿会さんの名義にするのか。そういったことについても、交渉が進めば話になりますが、今のところ応じていただけない状況です。市のほうでも前に行って、お話をさせていただきましたが、応じていただけない状況ということもあって、末永くこれからも交渉はしていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） それでは、私は市のほうで、ほぼあそこの用地は市の公有地というかあれだから、市のほうで、今度そういう承諾を得たならば、所有は市のほうになるのかなと思っていたんですが、そうでもないんだ。またその先はまだ不透明と。古宿会のほうの所有になる可能性もあるわけなんですか。

○委員長（木村喜一君） 倉田保健衛生部長。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 実際に、古宿会さんのほうで、今の市の土地に隣接して土地を購入しているような事実もございます。そういったこともありますので、この、支障になっている物件については、市が購入をすることについて進めてはきたところですが、ご理解をいただけない状況ですので、もし話が進めば、検討させていただきたいと思っています。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 参考的に話しますと、古宿会の今、土地を探しているというのは、恐らく職員の駐車場じゃないかなと思うんです。私も、現在の古宿会の職員の方から、近くに駐車場、個人でも借りてもいいんだけどもというような話が、相談されたことがあるんですが、幾つか職員の駐車場ということで、何か所か指定されているみたいなのよ。1か所

じゃなくて。ですから、そこら辺、やっぱり土地を探しているのかなと思います。

じゃ、その件は以上です。

それと、29ページ、下の小川運動公園の施設関係ですが、事務所の入り口、駐車場の前の工事だと思うんですが、先ほどの説明ではドアの交換というようなお話だったのですが、大分さびついて、がたが来ているというか、それを職員のほうで気がついてあれなのか、それとも、管理人のほうからというか、そのほかの方からの要望とか、この辺説明お願いしたいんですが。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 長島委員のご質問にお答えいたします。

小川運動公園の管理棟事務所の入り口のドアなんですけれども、7月8日の風で破損しておりました。それを応急処置をしながら、ねじを打ち込んだり、テープを貼ったり、そういった応急をしながら対応しておったんですが、どうしてもドアのずれとかが直らないものですから、これは管理人の方からの連絡もありまして、利用者の利用のことも考え、今回の補正でお願いしながら、ドアの改修を行うということでお願いしてございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 分かりました。

私もたまに運動公園を歩いてみるんですが、管理人の方とお話ししたりなんかして、管理人の方も管理しているわけですから、この施設の内容等分かっていて、何々が古いんだよとか、何々が取り替えてもらいたいんだよというような相談は、担当部署のほうに話しているということですが、なかなか予算の関係でやってもらえないんだよというような話が出てます。

私のほうとしては、今年度、公共施設の管理計画ということで、個別の管理計画もありますので、そこら辺がある程度具体化してきたら、やはり小川運動公園の相当古くて、いろんな面で支障を来しているというような状況なんで、また改めてこの件に関しては、いろいろご相談したいと思っています。

そのほか、この下の希望ヶ丘公園施設維持管理、これについて、委託料が42万6,000円減ということで、芝グラウンド樹木管理委託料ということで減額になってはいますが、当初の予算はこれはどの程度の予算で組んであるのか。ここ何年か定期的に組んであると思うんですが、分かる範囲で二、三年前あたりから、金額的にどのくらい分かればお願いしたいで

す。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 希望ヶ丘公園施設維持管理費の委託料なんですけれども、当初予算で370万4,000円計上してございます。内訳としましては、希望ヶ丘公園のグラウンドの管理に309万9,000円、そのほかに桜の木の殺虫剤の散布ということで60万5,000円計上してございました。

今回、一部グラウンドの管理に関しましては、そのまま、維持管理のほうを進めておりまして、桜のほうの残額42万6,000円を、今回補正減で減額しまして、補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 今年度のほうは分かりました。

昨年度かその前の年あたりどのくらいか、大体同じくらいの金額で組んでいるのか、分かりましたらお願いします。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 長島委員さんには、大変申し訳ないんですが、もう一度質問のほうお願いしてよろしいでしょうか。

○11番（長島幸男君） この希望ヶ丘公園の施設管理費、これが今年度370万4,000円ということですが、分かれば、前年度、前々年度あたりの予算額はどのくらいになっているのかなという質問です。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） ありがとうございます。

今、ご質問いただいた希望ヶ丘の委託料の金額でございますけれども、大変申し訳ないんですが、今、前年度、前々年度の委託料のほう数字でちょっと持ち合わせていないものから、早急に調べて回答させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 私の質問は以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

長津委員。

○副委員長（長津智之君） 私のほうからは、先ほど何人かから出ました医療センター経営改

革事業なんですけれども、私も、随分大きな額が突如補正でということであれなんですけれども、先ほどから、市で払うというのは課長の説明で分かったんですけれども、その市で払うことになっている根拠をちょっと、先輩の委員さんらは知っていると思うんですけれども、その説明をはっきりお聞かせください。まずその点。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、先ほど私のほうでご説明したときに、一部説明が漏れてしまいましたので、補足いたします。

ページで言いますと19ページ、小美玉市医療センター経営改革事業の欄で、特定財源の欄に2億6,000万円という金額が記載されておりますが、この金額につきましては、前の方のページに戻りまして、8ページをお開き願います。8ページの中段あたりに、実際には総務常任委員会の所管のものになりますが、公共施設整備基金繰入金として2億6,000万円の歳入を計上しております。この繰入金2億6,000万円を、小美玉市医療センター経営改革事業の歳出2億6,546万4,000円に特定財源として充てており、残り546万4,000円は一般財源で計上しております。

以上でございます。

失礼いたしました。解体に要した費用につきましてなんですけれども、小美玉市医療センターの移譲に関する基本協定書に基づきまして、小美玉市が交付金として負担するものとなっているものでございます。この協定書につきましては、平成30年6月議会定例会全員協議会において説明させていただいているところでございます。

また、先日、法律の専門の方に確認しましたところ、医療センター旧病院の建物の解体時期につきましては、建物の現在の所有者は古宿会となっておりますので、古宿会の判断により取り壊すことが可能であることのご回答をいただいております。

なお、平成30年12月25日付で古宿会と締結しました財産無償譲渡契約書の第5条第2項におきましても、建物の譲受人である古宿会は、譲り受けた後に建物の一部、または全部を、自らの判断で取り壊すことができる旨が明記されてございます。

この事業につきましては、小美玉市医療センターの存続を第一に考えまして、小美玉市の良好な地域医療を目指して、古宿会に民間移譲したものでございます。建物解体作業の開始月につきましては、3月末のグランドオープンに向けて、早期に着手したところでございます。

この事業は、さきにもご説明申し上げましたとおり、基本協定書及び財産無償譲渡契約書等を締結した上で、規定にのっとり行っているものでございます。今回の補正予算案につきましては、ご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○副委員長（長津智之君） 分かりました。

この基本協定が、平成30年にできているという、最初からそれを、私は分かりませんでしたので、ちょっといきなりあれでしたので、ちょっと精査した結果分かりました。さっきの土地の件もこれ全部入っているんですね。お互いに補償するとか、いろいろ一部変えない部分も入っていると思うんですけども、了解しました、この件については。

次にもう一点確認なんですけれども、その下の健康増進施設管理運営費なんですけれども、ここのちょっと、補正は補正でいいんですけども、進捗は今、どうなっているのか、前の員会の説明では、防衛費でもう実施していくという説明あったと思うんですけども、その辺について、ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 大変この事業に関しましては、皆様に本当にご心配をいただいている事業でございます。現在、用地買収について、積極的に対応してまいりまして、何とか12日の土曜日に、全部買収というような状況までたどり着きました。それ以降、ちょっとやはり防衛との打合せも入ってまして、そういう方向で今現在、進めているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○副委員長（長津智之君） 前の説明では、3月いっぱい終わらせて、新たにということなんですけれども、予定どおりそうすると進むということによろしいんですね。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 買収地につきましては、一部移転が難しいところがありまして、今後ちょっと調整をしながら説明させていただきたいと思うんですが、買収地についての確約については十分取れておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○副委員長（長津智之君） 事業全体については、前の説明どおりでよろしいということですね。そのとおり進むということで。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） この間ご説明いたしました工事関係に関して、本体工事に
関しましては、駐車場の本体工事です、やはり買収ができていませんので、次年度にお願い
するところでございます。エントランスにつきましては、区分けができていますので、そち
らについては、できれば発注の方法を今、検討中でございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○副委員長（長津智之君） ということは、計画が何か変更があって、そこは進んでいないと
いう、今の説明ちょっと分からないですけども。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 駐車場の工事に関しましては、用地買収終了後になります
ので、次年度、令和3年度に着工する予定であります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 一部、借地地権者のところの返還につきましては、令和3
年度いっぱい、取りあえず契約をいただきまして、その後も、一部国との折衝の中で、返還
できるかということで、のばせる契約になっておりますので、そちらを含めた工事の進め方
になっていきます。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○副委員長（長津智之君） これは、借地地権者の土地がもう借りられないから、今の新しい
事業をするんだということで始まったんですよね。今、聞くと、借地地権者の土地を1年間
借りる、そこをちょっとはつきりお願いしたい。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 先ほど言いました借地地権者の方なんですけれども、こち
らに関しましては、防衛省のほうの土地のかかるもので、整備から8年なんでございますね。
そうしますと、実際アスファルトに関しましては10年という制約がありまして、借地地権者
のほうに、国のほうの使用期間というのはありますから、そちらに関して継続のほうをお願
いしたところでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 倉田保健衛生部長。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 昨年の今頃、私、用地交渉を行いまして、そのときはその借地所有者の方に本年度いっぱい返還を求めるということをきつく言われておりました。そのために、本年度いっぱい事業を完了しなければことぶきの運営ができないということで、一生懸命動いてきたところでございます。ところが、この工事の準備、用地交渉等進めている中で、その借地地権者から、実は、今年度いっぱいだったところが、関口参事に交渉していただいて、1年間伸ばしていただくことができたという状況でございます。今年度、本当はもう工事まで入っていかなければならないんですけれども、1年間の猶予ができたという状況でございます。

なので、今年用地買収まで進めて、来年度は工事を進めていきたいと、来年度中には終わるということで、なるべく早めに終わりにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○副委員長（長津智之君） 分かりました。流利的に。

だから、そうすると、ここに補正で実施設計の委託料の部分が追加されているということなんです、了解しました。ありがとうございました。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

香取議員。

○2番（香取憲一君） 何回も重複してしまうようで、大変申し訳ございません。各委員さんご関心が集中しております医療センターの件なんですけれども、先ほど、長津副委員長のほうの質問と、島田課長のほうのご答弁にもありましたように、いろいろ私も新人議員として、以前までの経緯が理解をできておりませんでした。それで、先ほどの島田課長の答弁に加えまして、私も事前に議案調査ということで、これまでに至る経緯をいろいろ教えていただきました。

当時の議会としては、地域医療存続の特別委員会を設けて、議会主導でかなり議論をもち、平成30年の6月に基本協定を締結、3か月後に財産譲渡の、これは議決ですね、議決を行って、協定書に基づいて現在に至るということで、大きな流れとしては、小川の地に地域医療を存続していただくという英断の下に、皆さんのご苦勞があつての今なんだなというのを改めて思いを新たにいたしました。

故に、今回も2億6,000万という解体費を、補正を上げては来ているんですけれども、これもろもろのやっぱり費用というのは、地域医療存続における大きな期待を寄せた投資だ

と私は考えております。ですので、市長におかれましては、改めて我々文教のメンバーそろっていただきますけれども、せっかく残していただいた英断、下していただいた議会中心としても、現在に至った経緯を踏まえて、これからの、せっかく期待をかけた投資だと思いますので、地域医療の存続に対する思いを、少しでも結構ですので、述べていただければ幸いですと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 島田市長。

○市長（島田穰一君） 大変、今回の議案に対して、皆さんご心配もあって、ご質問たくさんいただきました。それぞれ説明をさせていただいて、ご理解をいただいたものと思いますけれども、歴史をたどれば、小川時代に、小川の国保病院として、地域医療の重要性を深く認識をされて、小川で病院運営をしてきたということでございましたけれども、新市が平成18年に立ち上がったということで、その小川の国保病院を立ち上げた美野里、小川、玉里の町村が合併したことによって、さらに地域医療の重要性、拡大して、玉里も美野里もという考えの下に、議会と相談をし、検討し、そして指定管理者制度がいいだろうということで、指定管理者制度を導入して、山王台病院にお願いしたという経緯がございました。

山王台病院も地域医療の重要性を、本当に院長先生初めスタッフの皆さん方が考えて、5年間担っていただいたということでございますが、やはり5年間の契約が解消されて、さらにまた指定管理者ということになれば、公募せざるを得ないということで公募したところ、古宿会が手を挙げていただいたということで、水戸の中央病院古宿会に10年間の契約で委託をすることができたということで、安堵したところでございますが、どうしても、やはり手術室とか、施設が老朽化で雨漏りをする、病室にも酸素の管が老朽化して酸素が送れないとか、そういう非常に医療に大事な施設の老朽化によって、入院患者も取れないよというようなことから、この状態では、契約は10年であるけれども、現時点で来年度に解除したいというような申入れがあつて、じゃ、やはり耐震もしていない、老朽化している、給食室ももう給食が提供できないような給食室になっている、手術室もそのような状況だということで、議会にお願いをし、議会と協議をし、そして、議会が積極的に、地域医療の重要性、特に救急、さらには入院というのが地元にあることが最優先だろうということで、当時、市村議長の下で、特別委員会を設置していただいて、議会主導型と先ほど言われたように、進めてこられたということで、議会から意見書をいただいて、その意見書を基に、民間に移譲しているということで、やはりこれも公募して、その中から、3社いましたけれども、古宿会が一番うちのほうの公募要項にあった内容で申請があつたということで選定をし、古宿会にお

願いをすることになるということで、実際、古宿会が新しい病院を設置するには、自分のものにならないと80床の病床が保障されないということで、この古い建物をやむなく受け取ってもらったと。それで、うちのほうでは譲渡するというような手続を取って、古宿会の建物にしたと。

古い建物を使って診療はできないというものの中で、新しく建て替えをすると、それは議会のほうのやはり提案でございまして、30億限度で半額補助したらいいだろうというような話で決まったということで、それに基づいて、今、着々と進んでいるということでございます。

幸いにして、新しい病院が立ち上がりまして、昨日、私のところに、新しい病院に行った患者の意見でございますが、新しくきれいな病院で、本当に気持ちよく診察を受けることができたよというような話もありますので、この事業は本当に地域医療の重要性を認識していただいた議員の皆さんと行政が一緒になって進めてきた成果だろうということで、喜んでいところでございますが、手を抜くことなく進めていこうということで、進めている最中でございますので、もう少し見守っていただいて、3月末のグランドオープンに向けて、そして、今、施設の解体を進めておりますけれども、これも古宿会のほうで、安全を確認しながらということで、1日も早く3月の末に完成をして、新しい病院でスタートをしたいという意気込みもあるものですから、こっちのほうでも、しっかりその応援をしていかなければいけないということで、今、進めている最中でございます。

さらに、ちょっと先ほどのこの土地があれば本当にいいなという土地が、入り口の左側のお店、今、やっておりますけれども、あの方が地主でございまして、うちのほうでも何度も交渉はしておりました。でも、やはり上からの、お上の伝えということで、売っちゃいけないよというような話で、断りを受けていましたけれども、古宿会としても、あれがあるものとなないものではものすごく利用の度合いが違うので、古宿会でも自ら交渉している最中でございます。だから、どちらがお金を払うかはこれは別として、本当に誰かそういう地権者との関係がございましたら交渉していただいて、ぜひあの土地は購入をして、本当にいい形の中で運営していただくのが、やはりこれからの小美玉市の医療センターになるんではないかと思っておりますので、どうかその辺もご支援いただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしいお願いしたいと思います。

大変長くなりましたけれども、以上のようなことで今、進めている最中ございまして、本当によかったなと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 重複した内容にも関わらず、市長自らお言葉賜りましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） よろしくお祈いします。

ずっと議題に出ていました小美玉市医療センター、私の当時の委員会の委員の一人でありました。今回のあそこの医療センターの存続についても、本当にこういう形で進めてきて、存続できると本当にありがたく思っています。

先日、市長のほうの12月2日の記者会見でも、記者のほうからも質問があつて、その答弁の中でもありましたように、この協定書に基づいてということをおも理解しております。今後、すばらしい医療センターが存続、続くことを本当に切に願っているところでございます。よろしくお祈いします。

すみません、25ページなんですけれども、植木委員さんからもちょっと話ありましたが、説明の欄2です、就学援助費、これは小・中それぞれ25名、21名と増えているわけなんですけれども、これは特に原因はなかなか分かりづらいところかもしれないけれども、コロナ禍によるものが多いのではないかというふうにおも思っています。今後これ緊急事態になっているかと思ひます。今後ますます増えていくんじゃないのかなと。子供たちにも負担がどんどん多くなると予想されます。これは、今後特段の配慮を持って子供たち見守つて、こういった申請、こちらからも案内のほうを強く進めて、手を差し伸べてあげられるような施策をお祈いしたいと思ひます。これについては答弁は結構です。お祈いします。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第90号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） すみません、先ほど長島委員からご質問いただきました委託料について、回答させていただきたいと思います。

まず、令和元年度の委託料ですけれども、決算額で300万円となっております。また、平成30年度、前々年度ですけれども、やはり決算額で300万円となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（木村喜一君） それでは、午後1時30分まで暫時休憩といたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時25分 再開

○委員長（木村喜一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第91号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） それでは、議案第91号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

1枚目をお開き願います。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ51億8,540万7,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお開き願います。

歳入の補正でございますが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金302万8,000円の補正減につきましては、職員給付費の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

国民健康保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第91号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。

執行部より説明を求めます。

島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田祝一君） それでは、議案第92号 令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

1枚目をお開き願います。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億7,372万4,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお開き願います。

歳入の補正でございますが、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金9万1,000円の補正増につきましては、職員給与費の増額に伴い一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

後期高齢者医療保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第92号 令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第93号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 議案第93号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

1枚目をお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,688万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,920万3,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが、2,476万5,000円の補正増をお願いするものでございます。これは介護サービスの給付見込額増加による補正増でございます。

その下、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分でございますが、729万5,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらも同様に、介護サービスの給付見込額増加による補正増でございます。

続きまして、5目介護保険事業費補助金、1節介護保険事業費補助金ですが、33万円の補正増をお願いするものでございます。こちら国庫補助分2分の1でございまして、介護保険制度改正に伴いますシステム改修に充当するものでございます。

その下、6目介護保険保険者努力支援交付金、1節介護保険保険者努力支援交付金ですが、580万3,000円の補正増をお願いするものです。これは歳出の地域支援事業費に充当されまして、財源内訳変更となります。

その下、7目介護保険災害臨時特例補助金、1節介護保険災害臨時特例補助金でございますが、本年度の実績見込みによりまして、20万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分でございますが、介護サービス給付見込増加によりまして、3,939万3,000円の補正増をお願いするものです。

その下、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分でございますが、2,265万1,000円の補正増をお願いするものです。こちらも同様に、介護サービス給付見込額増加による増額でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分ですが、一般会計のほうでも説明いたしました繰出金から充当されるものでございまして、1,823万

7,000円の補正増、同じく5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金ですが、179万円の補正減をお願いいたします。介護給付費の市の法定割合分と179万円の人事異動に伴います人件費の減でございます。

次のページ、5ページをご覧くださいと思います。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2、一般管理費でございますが、介護報酬改定等に伴いますシステム改修経費33万円の補正増をお願いするものです。

次の、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、説明欄1、介護サービス経費ですが、本年度の実績見込みから居宅介護サービス給付費負担金は4,300万7,000円の補正増、施設介護サービス給付費負担金で8,827万9,000円の補正増及び居宅介護住宅改修費負担金で177万7,000円の補正増により、総額1億3,306万3,000円の補正増をお願いするものです。

6ページをお開き願います。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費、説明欄1、介護予防サービス経費ですが、今年度の実績見込みから、地域密着型介護予防サービス給付費負担金で459万7,000円の補正増、介護予防サービス計画給付費負担金で33万7,000円の補正増によりまして、総額493万4,000円の補正増をお願いいたします。

その下、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、説明欄、高額介護サービス経費ですが、高額介護サービス費増額の見込みから790万6,000円の補正増をお願いいたします。

その下、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業入院治療費、1目包括的支援事業費ですが、財源内訳の変更による補正となります。

7ページをご覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金といたしまして、2,799万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

次の、5款諸支出金、3項介護保険災害臨時特例支出金、1目介護保険災害臨時特例支出金、説明欄1、介護保険災害臨時特例補助事業ですが、令和2年度の実績見込みから43万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

2点ほどございまして、6ページの介護予防サービス経費493万4,000円のところで、負担金で地域密着型介護予防サービス給付負担金となっておりますが、地域密着型ということは広域型ではない施設というふうに理解をしますが、対象、その施設というか、1か所なのか、複数なのか、事業所の地域密着型に対する負担なのかをちょっと教えてください。

あと、もう1点が、介護保険災害臨時特例補助というのを、ちょっと勉強不足で、具体的にどういうことなのかというのを教えてください。

以上、2点です。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 香取委員のご質問にお答えいたします。

まずは、地域密着型介護サービスに係るものでございますが、ご存知かと思いますが、18人以下の施設のほうを地域密着型ということで、市のほうで指定させていただいて、行っているんですが、こちら増額になりましたのは、小規模多機能型居宅介護の部分と認知症の共同生活介護の部分の利用者のほうが増えてございまして、昨年度までは通い型のサービスをお受けになっていたんですが、今年度は滞在型とか宿泊サービスをご利用になっている方が増えてございまして、小規模多機能は、現在の各小川、美野里、玉里地域に1か所ずつございまして、あと認知症のグループホームのほうも何か所かございまして、そういったところでお使いいただいているというところでございます。すみません、ちょっと足りないかもしれませんが、以上でございます。

もう1つ、災害臨時特例補助金でございますが、こちらは東日本大震災によりまして、被災された方の、その方は小美玉市内にいらっしゃるんですが、その方の被保険者の利用者負担金の減免措置に対する財政支援でございます。こちら財政支援のほうは、年度ごとに国のほうで決定されます。本年度分は令和2年2月14日、厚労省の事務連絡によりまして、令和3年2月末まで延長されたということで、今回の対象者が、小美玉市に2名いらっしゃいますが、その方に対する介護を利用されたときの利用者負担分と、一部保険料の負担分の4割程度の補助でございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます

地域密着型については、じゃ大体、市内、主要3か所ぐらいというふうに理解して、そこに対して給付しているということによろしいんですか。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 市内3か所だけではないんですが、小規模多機能のほかに認知症対応のグループホームも入っております、すみません、すぐに数字が出なくて申し訳ありませんが、そういった施設さんのほうのご利用も含めてございます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第93号 令和2年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 動産の買入れ契約の締結について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） それでは、議案第96号 動産の買入れ契約の締結についてご説明いたします。

この契約の締結につきましては、地方自治法及び小美玉市市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、学校給食センター統合備品の買入れ契約を締結するため提出するものでございます。

まず、買入れ物件は、学校給食センター統合備品でございます。

令和3年4月1日の学校給食センター統合に伴います小美玉給食センターの厨房機器等の買入れでございます。買入れ価格は、税込み3,135万円でございます。契約の相手方は、三英物産株式会社、契約の方法は指名競争入札でございます。

次のページをお開き願います。

説明資料となっております。

まず、買入れ物件の内訳でございます。厨房機器類として、こちらに記載してございますコンテナイン消毒保管機ほか10品目を買入れするものでございます。これらの備品につきましては、学校給食センターの統合に伴い玉里地区の食数の増加により、不足する厨房機器類や食器かご類及び学校のクラスの増加により不足する食缶類の備品の買入れでございます。

入札は、令和2年10月21日に執行しております。入札指名業者につきましては、こちらに記載の7業者でございます。納入場所は小美玉学校給食センター、納入期限は令和3年2月26日でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

長島委員。

○11番（長島幸男君） ここに記載されている食器類というか、いろんな備品類ですね、これは全て玉里のほうのということで、その不足分ということでよろしいんですか。

○委員長（木村喜一君） 藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） 長島委員の質問にお答えいたします。

今回の備品類につきましては、今までの玉里給食センターの規格のものでは使えないもの、さらに、玉里地区800食の食数増加に伴い不足する厨房機器類の購入でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） わかりました。

それと、こういう備品類、これはどのくらい耐用年数というか、耐用年数とは別ですが持

つというか、更新はどのくらい、年数的にどのくらい見込んでいるというか、今までも更新しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） 耐用年数につきましては、一般的に厨房機器に関しましては、10年から15年といわれてございます。厨房機器の更新につきましては、実施計画書等に計上して計画的に財源を確保して取り扱っていきたいと思っております。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） そうしますとあれですか、新しく市の給食センターができてからは、こういう備品類はまだ更新していないということによろしいですか。

○委員長（木村喜一君） 藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） 今回購入の備品ではないですが、耐用年数等や故障により更新しているものもございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） このほかということではなくて、私が今、聞いたのは、こういう備品ですね、ここにあるような備品類はできてから更新はしていないのかなということなんですがね。

○委員長（木村喜一君） 藤田学校給食課長。

○学校給食課長（藤田信一君） 大変失礼いたしました。

ここにあるような備品類につきましては、小美玉学校給食センターの設立からの更新は、してございません。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 分かりました。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第96号 動産の買入れ契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 議案第97号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

小美玉市保健福祉施設、小美玉市四季健康館、小美玉市小川保健相談センター、小美玉市玉里保健福祉センターを管理する指定管理について別紙のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第6項及び小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の第1項の規定に基づき、小美玉市保健福祉施設を管理する指定管理者を指定するため、この案を提出するものでございます。

次のページをお開き願います。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、小美玉市四季健康館、小美玉市小川保健相談センター、小美玉市玉里保健福祉センターでございます。

2、指定管理者となる団体につきましては、茨城県小美玉市上玉里1122番地、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会、会長、伊能淑郎でございます。

3、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

長島委員。

○11番（長島幸男君） この施設の指定管理ということで、数年前から委託していますが、社協のほうですよ。参考までに、他市町村というか、ほかの自治体で社協以外に指定管理者ということで委託している会社というか、そういうところはあるのかどうか、ちょっと聞

きたいですね。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 私の、現在ですけれども、健康増進課で施設の担当をしておりますけれども、その中で銚田市のホットパークとかそういう健康施設ですか、そちらに対しましては、市民の団体等で行っているものをつくったもので指定管理をしているというものと、あと行方市などでは、公社のほうにお願いしているところがあるという情報は私のほうに入っております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 行方市で公社というのはどういう。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口 茂君） 行方市内の公社という情報だけしか、ちょっと分からないんですけれども。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 今、私のほうでちょっと質問したんですが、全体的にそういうところも参考的にほかの自治体では。社協がね、現時点では、小美玉市は社協とのつながりも深いんでね、社協でいいとは思いますが、そういうものもちょっと勉強というか、してみたらいいんじゃないかなと、こう思っています。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第97号 指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 解約金の額の決定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） それでは、議案第98号 解約金の額の決定についてご説明いたします。

小美玉市医療センターで使用していた電話交換機等の賃貸借契約解除に伴う解約金の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、賃貸借契約解除に伴い解約金の額を決定する必要があるため、この案を提出するものでございます。内容としましては、今年3日の全員協議会でもご説明させていただいたところでございますが、本市は、日立キャピタル株式会社と平成27年11月1日から、7年間の電話交換機等賃貸借契約を締結しておりましたが、今年11月24日に新病院が開院したことに伴い、12月1日付で契約を解除することになりました。したがって、当該賃貸借契約書の規定に基づき、残り23か月分の賃貸借料に相当する額207万4,140円を解約金として支払うものでございます。なお、この金額につきましては、先ほど議案第90号で説明させていただきましてとおり、一般会計補正予算にて計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第98号 解約金の額の決定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 動産の買入れ契約の締結について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 議案第100号 動産の買入れ契約の締結についてにつきまして、議会の議決をいただきたくお願い申し上げ、ご説明をいたします。

本議案につきましては、小学校・中学校の全ての普通教室及び特別支援教室に電子黒板を設置するためのものとなり、授業における情報機器の活用といったGIGAスクール構想と併せて教育環境の向上を目指す取組としております。

まず、1番、買入れ物件につきましては、合計165台の電子黒板とキャスター付きのスタンドを含む附属品となり、2番、買入れ価格は資料のとおりとなりますが、1台当たりになると税込み32万4,500円となります。

3番、契約の相手方は、日興通信株式会社水戸支店となり、ページは次のページをお願いいたします。

入札は、7社による指名競争入札とした上で、11月16日に行っております。納入場所は全ての小学校・中学校と義務教育学校の普通教室及び特別支援教室とし、来年3月26日までに納期限としております。

説明は以上でございます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第100号 動産の買入れ契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 動産の買入れ契約の締結について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 引き続きお願いいたします。

議案第101号 動産の買入れ契約の締結についてにつきまして、議会の議決をいただきたくお願い申し上げ、ご説明をいたします。

本議案は、先ほどの議案第100号と併せまして、G I G Aスクール構想の取組における一人1台の学習用タブレット端末の購入に関するものとなります。

1番、買入れ物件は、小学校・中学校の児童・生徒全ての分、それと授業のときに教師が使用する分としまして、合計4,058台の学習用タブレット端末となります。

2番、価格は資料のとおりとなりますが、1台当たりになると税込み4万3,890円となります。

3番、契約先は日興通信株式会社水戸支店となりますが、契約先の決定につきましては、茨城県と県内市町村との連携により設置した、茨城県教育ICT推進協議会による共同調達のための企画競争入札、プロポーザル形式の入札により、納入業者の選定が行われたことによるものとなっております。

ページは2枚目をお願いいたします。

競争入札プロポーザル入札参加業者は2業者となっておりますが、当初は3業者からの参加申請があった中で、1社については、当日辞退となったとの報告を受けております。

納入場所につきましては、全ての小学校・中学校、そして義務教育学校となり、来年3月31日までの納期限としております。

説明は以上でございます。ご審議についてよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第101号 動産の買入れ契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）、文教福祉常任委員会所管事項について議題といたします。

執行部より順次説明を求めます。

笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） それでは、議案第102号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）、文教福祉常任委員会所管についてでございます。

補正予算書の4ページをお開きいただければと思います。

歳入からの説明となり、子ども課所管からとなります。

17款になります。17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金につきまして、総額1,478万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、説明の欄、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金11万円の補正増、同じくひとり親臨時特別給付金給付事業費補助金1,467万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、歳出のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に充当いたします国の補助金とな

ります。補助率は対象事業費の10分の10が国負担となります。

文教福祉常任委員会所管の歳入については以上となります。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 続きまして、文教福祉常任委員会所管の歳出でございます。

まず、生活文化課所管の歳出についてご説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、18目市民文化交流費、説明欄4、四季文化館施設維持管理費につきまして、195万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、14節工事請負費、空調施設修繕工事として、四季文化館空調設備改修工事について、工事を進めていく中で、標準仕様の機器をそのまま設置・接続できないため、一部改造を要することになったことと、また機器搬入の際にクレーンを使用しますが、現地調査を行ったところ、進入路及び作業現場の地盤が弱く、クレーンの自重を支えることが困難であることから、仮設敷鉄板の設置が生じるなど、追加が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

生活文化課所管につきましては、以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく5ページになります。子ども課所管の説明となります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費につきまして、1,478万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、説明の欄、3事業ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業のうち、12節委託料、データ抽出業務委託料として11万円の補正増、19節扶助費、ひとり親世帯臨時特別給付金として1,467万円の補正増となります。いずれもコロナウイルス感染症拡大防止による国の施策でありますコロナウイルス感染症に伴い、家計に影響が出ていると思われるひとり親世帯に対する給付金となります。対象世帯数は384件、総額2,514万円。この給付金は2回目となり、前回の給付金の残金がございますので、不足分の補正となります。対象者には12月25日の口座振込を予定しております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 島田医療保険課長。

○医療保険課長（島田視一君） 続きまして、同じく5ページ、一番下になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄4の小美玉市医療センター経

営改革事業の5,260万2,000円の補正減につきましては、小美玉市医療センター新病院が11月24日に開院したことに伴い、開院までの237日間分の日割計算により指定管理利用料相当額が確定いたしました。そのため、当初、上限額1億5,000万円で予算化しておりました地域医療存続交付金を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 続きまして、スポーツ推進課所管の歳出についてご説明させていただきます。

6ページ、下段のほうをお願いいたします。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育消耗費で301万7,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄3、体育振興活動経費の10節需用費、賄い材料費6万5,000円減、12節委託料、体育競技記録集計委託料97万6,000円減、煙火打ち上げ委託料3万2,000円減、バス運転業務委託料5万2,000円減、13節使用料及び賃借料、自動車借上料106万円減、簡易トイレ借上料30万4,000円減、いずも新型コロナウイルス感染症対策の影響で予定しておりました各種体育行事の中止決定に伴い、関連する経費を減額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

2目体育施設費に154万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄2、希望ヶ丘公園施設維持管理費に93万2,000円の補正増、10節需用費、修繕料に29万4,000円、12節委託料、希望ヶ丘公園小鳥のさえずる森樹木伐採業務委託料に63万8,000円を増額するものでございます。修繕料につきましては、公園敷地の街灯が破損しているため、修繕を行うものでございます。委託料につきましては、現在、西側の樹木伐採を行っておりますが、南側弓道場付近にあるカシの木を追加で伐採するものでございます。

次に、説明欄3、市内体育施設維持管理費に61万円の補正増、10節需用費、修繕料に61万円を増額するものでございます。こちらの修繕料につきましては、市内体育施設の小川海洋センターとなります。内容につきましては、プール排水弁取換えと施設案内板の破損に伴う修繕となります。

失礼いたしました、先ほど説明いたしました6ページから7ページにかけてなんですけれども、13節使用料及び賃借料、この7ページのほう、施設使用料ということで52万8,000円減をお願いするものでございます。

以上でスポーツ推進課所管の歳出につきましての説明は以上でございます。

また、以上で文教福祉常任委員会所管の補正予算（第9号）についての説明を終わりにしたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） よろしくお願いたします。

5ページ、18目市民文化交流費、四季文化館みの～れの、これちょっと確認なんですけれども、新型コロナウイルス対策の臨時交付金で11系統直したもののほかに、これクレーンを使用ということなので、私、現地確認させてもらった室外機のほうでいいんですかね。外の部分ということでもよろしいんでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林 美佐君） 香取委員のご質問にお答えをいたします。

今回の補正に上げている部分でございますが、先日、当初予算及び9月の補正予算において計上させていただきました新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金及び文化芸術振興費補助金の中で直す11系統の空調設備の中のものございまして、今回、補正を生じることになった機械につきましては、四季文化館みの～れの施設の中に、練習室1と練習室2というところがございまして、今回の11系統の中の2つの系統なのですが、その中の室内機におきまして、標準の機械のままでは設置接続できず、内容といたしましては、通常、機械の前面にある空気の吸い込み口が、元々背面から空気を吸い込むような機械のものになっておりまして、その設置をするために機械を改造して、吸い込み口を後ろ側に改造する必要が生じたものとなっております。

また、仮設敷鉄板でございますが、屋上に室外機がございまして、そちらをクレーンによって撤去設置する必要が生じることになりまして、北側の砂利の駐車場から大ホール、森のホール北口に出入口があるのですが、そちらのほうまでの150メートルのところへ鉄板を敷く必要が生じたものになります。

以上となります。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 了解しました。

こちらのほうは一般財源ということでも了解しました。ありがとうございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

植木委員。

○7番（植木弘子君） あと、2点ほど確認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、5ページ、国のほうから予算が下りてきましたこのひとり親世帯臨時特別給付金につきまして、まず、この委託料のデータ抽出業務委託料ということで計上が上がっていますが、これももう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

あと、もう1点が、給付金のこの対象が384件ということで、12月25日口座振込予定ということですが、これは対象者が申請をしなくて、該当する方全てにきちんと支給されているのか、その点確認させていただきます。

以上、2点お願ひいたします。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 植木委員の質問に答えさせていただきます。

まず、データ抽出業務委託料でございますが、これは児童手当、児童扶養手当等をデータ抽出するのに業者と委託契約しております。これの、ひとり親世帯に関しましても、児童扶養手当の受給者を対象にしておりますので、事業者は茨城計算センターさんなんですけれども、そこにデータ抽出をお願いする業務委託料となっております。

続きまして、扶助費のほうの件数でございますが、384件、第1回目の給付が8月28日に口座振込をしております。このときの対象者が、6月時点の児童扶養手当受給者であることが対象になっておりますのと、公的年金を受けている方または児童扶養手当の対象にはなるんでありますが、所得制限が多い方、児童扶養手当の申請をしても該当にならない方が、コロナの関係で家計が急変して、給料が下がったような方は申請していただいて、条件に合致すれば基本給付の5万円、第2子以降は3万円について給付しますよということで行っている事業でございます。申請等は今回は全くなしで、前回8月28日に支給した方々に案内の申込書だけを送付して、12月25日に口座振込を予定しております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

じゃ、やはり、第1回目のときに申請を出していただいて方が基本になっているということでもよろしいでしょうか。これ、該当する方が申請出していないというのはつかめるんですし

ようかね、その辺も含めてお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 笹目子ども課長。

○子ども課長（笹目浩之君） 6月時点で、児童扶養手当の受給者になっている方には、自動的に振り込むようになっておりますので、申請はしていただけても振り込むようになっております。今回のこの384件に関しましては、申請等がなく、12月25日に振り込むことになっております。また、対象になるであろう方には通知はしてございますが、改めて、第1回目よりまた新たに申請してこない方には、もし該当になるのなら申請してくださいという通知はしてありますけれども、それでもまだ申請してこない方はいますので、該当にならないのかなど、こちらでは推測しております。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

じゃ、あの情報がきちんと行き渡っているということは、確認させていただきました。必要な情報が行かなくて申請できなかったという、そういった漏れがないことを願っております。なので、きちんと該当する方に支給されることを願います。

あと、続きまして7ページの体育施設費の中の説明の希望ヶ丘公園のほうで、小鳥のさえずる森樹木伐採ということで、今回、カシの木も該当することで、追加で伐採ということですが、なぜこれ、今回この臨時の補正の予算のほうに計上されてきたのかということで、ちょっとその辺の理由を知りたいので、ご説明のほうお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） 現在、希望ヶ丘公園小鳥のさえずる森樹木伐採業務委託料を発注しているんですけども、西側の樹木の伐採ということで、今、発注しております。そうしましたところ、南側の弓道場付近に枯れているカシの木がありまして、市民からの相談を受けまして、施工方法などを検討し、近隣には住居等もあることから、大変危険と判断したため、今回、増額をお願いして伐採するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） じゃ、あの、突然、緊急性で発生したということの理解ということでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川 光君） カシの木が危険であることで、伐採するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

カシの木、それなりの大きさも、この小鳥のさえずる森の樹木というのは、結構みんな木の高さがありますし、やはりその辺ちょっと公園の管理という部分で、申し訳ありませんが不手際というか、ちょっと見落としていた部分もあったのではないのかなということ、ちょっと感じましたので、市民からの相談を受ける前に、そういった危険箇所というのはしっかりと管理していただきたいと思いますので、要望としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第102号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決します。

続いて、その他のほうに入ります。

何かございますか。

植木委員。

○7番（植木弘子君） 今回、ちょっとその他で2点ほど、確認させていただきたいことがありまして、まず、1点目ですが、11月に茨城県教育委員会の新規事業として、新型コロナウ

イルスの影響で膨らむ教職員の負担を軽減する学校サポーターの配置が、県内の公立小中学校などに計727人を配置する計画ということで進められているということですが、小美玉市のほうではどのようになっているのか、現状のほうお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（木村喜一君） 八木指導室長。

○指導室長（八木 健君） ただいまの植木委員の質問につきまして、回答させていただきます。

学校サポーター配置事業につきましては、茨城県教育委員会の新規事業としまして、10月から開始されております。本市では、小中学校15校のうち14校で既に配置されております。未配置の1小学校につきましては、教育委員会や学校の人脈で、配置に向けて現在、人選を進めているところでございます。サポーターの主な業務内容につきましては、教室等の消毒作業、授業で使用する教材等の準備、児童・生徒の健康管理に関する業務のほうに従事しております。こちらにつきましては、長期休業期間中の勤務も可能であることから、休業明けの消毒作業などに従ってもらい、感染防止に向けた活用をしてみたいというふうに考えています。

また、今後、感染拡大に伴い臨時休業等が実施された場合には、学習課題等の印刷等で活用しながら、教職員の業務負担等の軽減に活用してみたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） ありがとうございます。

各学校の配置人員と1校残ってしまうということで、どこの学校なのか教えていただきたいと思いますが。

○委員長（木村喜一君） 八木指導室長。

○指導室長（八木 健君） 各小中学校1名ずつの配置になっておりますが、現在、未配置の小学校につきましては、堅倉小学校のほうは現在、未配置な状況になっております。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

じゃ、堅倉小学校のほうは、今までどおり教職員で対応しているということですのでよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 八木指導室長。

○指導室長（八木 健君） 今、委員がおっしゃいましたように、基本的には学校の教職員が分担して作業を進めているという、そのような状況になっております。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

そのサポーターの方たちの待遇は、どのような形になっているのか教えてください。

○委員長（木村喜一君） 八木指導室長。

○指導室長（八木 健君） 学校サポーターの勤務時間につきましては、原則1日3時間、週5日、1週につき15時間以内ということで規定されておりますが、場合によっては弾力化ということで、1日7時間以内の勤務で1週15時間ということも認められております。サポーターの報酬等につきましては、1時間時給1,000円、交通費別途支給ということで配置されております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 分かりました。

では、少しでも早く、堅倉小学校のほうに配置されることを祈ります。大変詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。

あと、もう1点ですが、先ほど議案の中にもありましたが、各小中学校特別支援学校等にタブレットを全児童・生徒に支給されるということですが、実際、学校に行けない児童・生徒の方が、不登校の方たちがいらっしゃると思います。その方たちに対する対応というのを確認させていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） ただいまの植木委員のご質問の、学校に通うことが困難な児童・生徒への対応ということなんですけれども、現在、タブレット端末につきましては、持ち帰り時のルールなど、今後の運用について具体的な取り決め、決まり事というものを検討していくような状況となっております。植木委員がおっしゃたように、たしかにそういった対応といったことも必要になるかと思っておりますので、今後そういった児童・生徒への対応ということで、このようなご意見を頂戴したことを踏まえまして、検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 全ての児童・生徒ということですので、当然そういった不登校になってしまっている児童生徒の方も対象になると思います。また、学校とつながる大変有意義な

ツールになっていくのではないのかなと思いますので、十分にその辺を考慮して、検討して進めていただきたいと思いますので、要望としてお願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。

長島委員。

○11番（長島幸男君） まだ、新型コロナ感染が収まらない状況ということで、県内では13人ですかね、現在、感染ということで茨城県も増えています、本市ではそれほど、こう見えますと、人口割合にすると中間ぐらいなのかな、ちょっと少ないというか、よくあれしている感じというか、そういうのしているんじゃないのかなとか、こう思うんですが。新聞紙上等からこう見ると、やはり高齢者施設、全国的に見ても高齢者施設に入っている、あまりそういうのはちょっと何ていうの、多くはないと思うんですが。本市では、先ほど高齢者施設の管轄認可、これは小規模多機能とか、認知症グループホーム、これは市の管轄でいろいろ指導していると思うんですが、そのほか特養、あとは老健施設とかあるんですが、そういう施設に対して、市のほうでこういうふうにやってほしいとか、そういう指導とか何かをしているのかな。私らもいろいろ葬式とか何かに出ても、とうとう4か月、5か月というか、今年になって会えなくて、親とか何かに亡くなってしまって会えなかったんだよというようなことがあるんですが。施設ではそういう、まちまちかなとは思いますが、その施設によって対応の仕方は。そういうあれで、何というのかな、つかんでいるというか、そういう状況、分かりましたらお答え願いたいのですが。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 長島委員からのご質問でございますが、新型コロナに対しましては、国や県からも文書のほうが流れてまいりますので、その都度、必要な介護施設のほうとはメールアドレスで情報を差し上げる、あるいはまた文書で差し上げるという形で、その都度、情報提供をしているところです。備蓄用のマスクであるとか、使い捨て手袋、おむつ交換の時にお使いいただけるような手袋等も、国から順次、届いておりまして、希望を取りながら、そういったものを活用して感染症予防ということ、あとは備蓄というところで、こちらのほうがメインとなって動いているところもございます。

また、感染症に関しましては、先ほどお話しました地域密着とか、そういった市のほうが実地指導ということで関わっている施設さんもございますので、そういった健康危機に対する感染症予防についても、どのようにやっているかということを確認したりとか、そういう

計画の状況などを把握しているところでございますし、先日、全員協議会のときにもお話ししましたが、この次の8期には新型コロナにありますような感染症予防についても、やはり施設の職員さんもしっかりとしていただいて、予防対策ができるようにということもございまして、そういったところも今後ますます強化していくところでございます。

面会の状況については、個々にちょっと調査のほうをしまして、タブレットを使って面会をしているとか、あるいは窓越しで、例えばガラス越しでしているとか、別室で短時間だけ面会をしていただいているとかという状況があるようでございますし、おっしゃるとおり、施設によって対応はそれぞれでございまして。それぞれの施設の方針もございまして、できる限り面会できるような方法を考えていただきたいというお声かけをさせていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） いろいろありがとうございました。

それなりに、やはり今お話ししたように、ビデオで中と面会のときに直接ではなくて、そういったような仕方とか、あとは、やはり玄関先まで来て、透明なあれで面会しているとか、まちまちというような形だと思うんですが。本当にこういう施設に感染しますと大変なことになりますんで、そちらのほうも、特に今言った市の認可で管理している施設については、定期的に指導とかなんかありますので、よくそのほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） なければ、ちょっと私からも一つだけよろしいでしょうかね。

今朝の回覧板に、このような講演会の案内ちらしが届いたものですから、目を通させてもらったんですけども。本市が主催で教育委員会が筆頭の後援者ということなんですけれども、当然承知のとおり、市民の皆さん方が記憶に新しい、そ・ら・らのビュッフェ式レストランと、なおかつキャトルセゾン運営会社の坂東太郎グループの創業者であり、代表者さまのご講演とのことで、20日ほど前から入場者を募っていて、246名になり次第募集締切りのことと書いてありました。

私もこれ初めて見たときには、本市に対して何ていうんですかね、市民に向けてさきの撤退の理由とか、自治体も企業もいろいろ事情があるでしょうけれども、持続しながら存続し

続けなくてはならないわけで、やむを得なかった緊急的な状況とか、違約金とかも本市の場合には、せっかく一生懸命やってくれたんだからということで、請求権がなかったわけじゃないでしょうけれども、そういう権利を行使しなかったわけですから。そうした理由から、市民に対しての少しの感謝や、お礼とかお詫びなのかなと、正直思ったんですよ、初めは。そういう心配りをするところがあるすばらしい方、企業さんだやっぱりな、なんて感激いたしたんですけれども、よくよく見ると、それが親孝行の心だとか、創業時の私の苦労話とか、そういうことが書いてあるもんですから、その前に市民の皆さんの思いもいろいろあると思うんで、後援者の教育委員会はどのような気持ちで後押しされているのかちょっと。なかなか私も今のところ切替えに苦しんでいるものですから、お尋ねしたいと思いますし、その現在の申込者数、大分前から募っているみたいなんで、どのぐらいまで達しているのかなと、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長。

○学校教育課長（片岡理一君） 教育委員会としての考え方ということで、お話しをさせていただきますが、坂東太郎の創業者ということで、この坂東太郎の創業に当たっての思い、今は決して忘れられているわけではないんですけれども、親孝行といった、子に伝えたい親孝行の心、そういった思いというものは、引き続き、多くの子どもたちをはじめ、市民も皆様に伝えていただきたい内容だと思っております。こういった子どもたちの成長の過程において、必要な思い、信念、そういったものも含まれていると思っておりますので、そういった意味で、こういった貴重なお話というものは、市民をはじめ多くの皆様方の今後の成長というか、思いというか、そういったものにつながっていくものと考えておりますので、こういった講演への協力をさせていただいているというようなことで、ご理解をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

〔執行部協議中〕

○委員長（木村喜一君） あの、今じゃなくても結構ですので。あの、ちょっと参考までに、費用は入場無料と当然なっていますけれども、費用はいかほどぐらいでお世話になっていますが、特別な事情がある方だと思うんでね、お願いしても。

筆頭後援者ならばちょっとご存知かと思ったので、それも後で結構ですけれども。今、お聞きしてもそのとおりなんで、当日、講演会も、もしかすると小美玉市は、穏やかな、本当にみんな人間性の多い方なんで、坂東太郎の一件も何もなかったように来ていますけれども、なかなかそういうこともないと思うし、市民の人には、なんだよと思う人もいると思うんで、

これをやることによって、その会場が。私もこの方のお話は4度くらいこの10年の間に聞いたことがあるんで、中身はすばらしい、正直言って分かっているんですよ。だけれども、本市の場合には、ちょっと特殊な事情があるもんですから。何というのかな、法律が許しても世間が許さないということはいっぱいあると思うんで、やじなんか飛ばされたら大変なんで、そのあたりの危機管理をちゃんとなさった上でやろうとしているのかなと思って心配なんだよね。一人の心ないというか正直な気持ちかと思うんだけど、せっかく立派な会長さんの前で講演したそばから、そうしたヤジが飛んだら大変なことになると思うんで、きちっと対応しながら、開催してもらいたいなと思います。そういったことですので、後援者なんで、緊張感を持って対応していただきたいと感じています。私のほうからは以上です。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） なければですね。

それでは、長時間にわたり大変お疲れさまでした。

本日の協議は全て終了いたしました。

これで、長津副委員長のほうに交代とさせていただきます。



◎閉会の宣告

○副委員長（長津智之君） 大変お疲れさまでございました。

以上をもちまして、この文教福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 2時40分 閉会